

南房総市白浜活性化施設「花の情報館」指定管理者募集要項

1 募集の目的

南房総市白浜活性化施設「花の情報館」（以下「花の情報館」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、南房総市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例64号。以下「手續条例」という。）及び南房総市白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理運営に関する条例（平成18年条例169号。以下「設置管理条例」という。）に基づき、この要項により指定管理者を募集します。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的

花栽培等の新たな取組みをし、花卉農業等の振興、都市と農村の交流等により、産業の活性化を図るために活性化施設を設置します。

(2) 施設の概要

名 称 南房総市白浜活性化施設「花の情報館」

建築月日 平成17年2月

所 在 地 千葉県南房総市白浜町滝口9240番地

施設内容 ①本館棟、②発芽室棟、③温室棟、④トイレ棟、⑤店舗棟
⑥有料駐車場、⑦無料駐車場

敷地面積	3,401㎡
建物構造	①鉄骨造 333.69㎡ ②木造 58.69㎡
床面積	③鉄骨造 225.38㎡ ④木造 15.24㎡
	⑤木造 151.73㎡
施設内容	①会議室、ホール、研修室、事務室、ロッカー室 ②発芽室、播種機 ③温室ハウス、暖房機 ④トイレ ⑤店舗 ⑥有料駐車場（RVパーク3台） ⑦無料駐車場（小型車15台、身障用2台）

3 業務の範囲及び内容

指定管理者は次の業務を行うものとします。

詳細は別に定める、指定管理業務仕様書に従い実施するものとします。

① 施設の運営に関する業務

② 施設の管理に関する業務

- ③ 地域振興につながる事業等に関する業務
- ④ 道の駅白浜野島崎に関する業務
- ⑤ その他施設の管理運営に関し市長が必要と認める業務

4 指定管理者が行う管理の基準

設置管理条例の規定によるもののほか、その他規則等で定める管理の基準に従って、花の情報館の管理を行うものとします。

5 指定管理者の指定の期間

令和8年1月1日から令和12年3月31日まで（4年3か月間）

6 管理運営経費

指定管理者は、利用者が支払う施設の利用料金や自らが企画・実施する事業の収入等を、自らの収入とすることができます。

(1) 利用料金

花の情報館の利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とします。なお、利用料金の額は、設置管理条例の定める額の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとします。

(2) 事業収入

花の情報館の設置目的に沿った自らが企画・実施する事業の収入等を自らの収入として収受することができます。

(3) 指定管理料

施設の維持管理に係る市からの指定管理料年額1,600,000円とします。

7 応募資格

- (1) 花の情報館の設置目的を理解しており、募集施設と同等又は類似施設の管理運営業務に関して実績があること。
- (2) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。法人格の有無は問いません。
- (3) 次の各号に該当しない団体であること。なお、複数の団体で構成する共同事業体（以下「グループ」という。）の構成団体が該当する場合を含む。
 - ① 団体の代表者が法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 最近3年間、税（国税、県税及び市税）を滞納している団体
 - ③ 団体の代表者が、税を滞納している団体
 - ④ 本市における一般競争入札等の参加を制限されている団体（地方自治法施行令第167条の4第2項関係）
 - ⑤ 市から指定管理を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体（地方自治法第244条の2第11項関係）
 - ⑥ 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6カ月を経過しない

団体（地方自治法第244 条の2第11項関係）

- ⑦ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払停止事由が発生し、これが改善しない団体
 - ⑧ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体
 - ⑨ 破産、会社整理又は特別精算その他倒産等に関する法律の手續について申し立て（債権者が申し立てを行つた場合を除く。⑩において同じ。）が成された団体
 - ⑩ 会社更生、民事再生の手續きについて申し立てがなされ、この手續きが終了していない団体
 - ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体及びその利益となる活動を行うもの、その他暴力団との関与が認められる団体
 - ⑫ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体
 - ⑬ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取消の日から1年を経過しない団体
 - ⑭ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3カ月を経過しない団体
 - ⑮ 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体
 - ⑯ 本市における指定管理者の手續きにおいて、虚偽の申立て等その公正な手續きを妨げた団体又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した団体
- (4) グループが応募する場合は、次のことに留意して下さい。
- ① グループの代表団体を選出し、応募に関する事務は全てその代表団体を通じて行うこと。また、市が代表団体に対して行った行為は、当該グループ全ての構成団体に行ったものとみなす。
 - ② グループには名称を付け、その名称で応募すること。
 - ③ 8の提出書類の(1) ⑤から⑫までについては、全部の構成団体がそれぞれ提出すること。
 - ④ グループの構成団体は、他のグループの構成団体となり又は単独で応募することはできません。
 - ⑤ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。

8 提出書類

- (1) 提出書類は、①から⑬までを順に並べA4判でクリップ留めしたものを、正本1部、副本12部提出して下さい。
- ①指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
 - ②事業計画書（別紙1）
 - ③自主事業に関する事業計画書
 - ④指定管理収支計画書

- ⑤欠格条項に該当しない旨の誓約書（別紙２）
- ⑥定款、寄附行為、規約等（法人以外の団体にあつては、団体規約、構成員名簿等）
- ⑦登記簿謄本（法人の場合）
- ⑧印鑑証明書
- ⑨貸借対照表及び損益計算書又は収支予算書及び収支決算書（直近2ヵ年）
- ⑩法人税納税証明書、消費税納税証明書（直近1ヵ年）
- ⑪役員の名簿
- ⑫団体の設立趣旨、沿革及び事業の概要を記載した書類（パンフレット等）
- ⑬プレゼンテーション用資料

9 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月20日（金）まで
ただし、土曜及び日曜及び祝日を除きます

(2) 配布時間

平日の8時30分から17時15分まで

(3) 配布方法

南房総市農林水産部農林水産課で配布します。
南房総市のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/>)

10 募集に係る説明会の開催

募集に関して説明会を開催します。新規に応募を予定する方は、必ず御出席ください。

(1) 開催日時

令和7年5月20日（火）14時から

(2) 開催場所

南房総市白浜町滝口9240番地 南房総市白浜活性化施設「花の情報館」

(3) その他

参加人数は1団体2名までとします。
参加を希望する団体は、必ず事前に南房総市農林水産課へ連絡をお願いします。
参加に当たっては、募集要項等を御持参ください。

11 質問の受付

(1) 受付期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月20日（金）まで
ただし、土曜及び日曜を除きます。

(2) 受付時間

平日の8時30分から17時15分まで

(3) 受付方法

質問票（書式は自由です。）に記入の上、電子メール又はFAXで送付してください。

(4) 回答方法

質問受付後、数日以内に電子メール又はFAXで回答します。

12 応募方法

(1) 受付期間及び時間

①受付期間

令和7年5月21日（水）から令和7年6月20日（金）まで
ただし、土曜、日曜及び祝日を除きます。

②受付時間

8時30分から17時15分まで

③受付場所

南房総市農林水産部農林水産課

④受付方法

受付場所に郵送又は持参して提出して下さい。

13 選定方法及び基準

(1) 選定方法

提出書類の審査及びプレゼンテーションにより、南房総市白浜活性化施設「花の情報館」に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定し、合計点数による判定及び順位付け判定により指定管理申請者の順位を決定します。

選定委員会は、応募団体が1団体であった場合でも行い、原則非公開により行います。

応募団体のプレゼンテーションの時間、場所等については、提出期限後に別途通知します。

(2) 選定基準

審査における評価項目と配点は別紙評価表のとおりです。

指定管理候補者の選定に当たっては、選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理候補者として選びます。

(3) 指定管理候補者の選定

① 選定委員会は、審査による合計平均点数が60点以上の者について、指定管理候補者として選定します。

② 指定管理候補者が1者であったときは、最終指定管理候補者として選定します。

③ 指定管理候補者が複数あったときは、合計点数による判定及び順位付け判定により最終指定管理候補者を選定します。判定方法により変動がないか確認し、変動があった場合には、順位付け判定により1位となった者を最終指定管理候補者として選定します。

④ 合計点数が最も高い提案が2以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数

が多い順に優先指定管理候補者と次点候補者を選定します。

⑤ 選定委員会は、最終指定管理候補者に指定管理業務を履行できない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった指定管理候補者のうち、総合得点が上位であったものから順に当該指定管理業務の交渉を行うことができます。

⑥ 南房総市長が選定委員会から報告された審査結果を審議した上で、指定管理候補者を決定します。

(4) 選定結果の情報公開

選定委員会の審査結果は、南房総市ホームページにより公開します。

14 選定結果の通知

応募団体宛てに、令和7年7月上旬までに通知します。

15 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された団体については、9月の南房総市議会定例会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

16 協定書の締結

申請時に提出された事業計画書の内容を踏まえ、施設の管理や事業に関する細目的な事項や管理に要する経費等を指定管理者と協議し協定を締結します。協定は指定期間を通じて基本的な事項を定めた「基本協定書」と年度毎の事業実施に係る事項を定めた「年度協定書」を締結します。

17 事業継続が困難となった場合等の措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、市長は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。

(2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設管理の継続が困難と認められる場合は、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合は、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。

(4) 天変地異等の不可抗力及び公益上の理由等による事情変更の発生、その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により施設管理の継続が困難となった場合は、市と指定管理者は施設管理の継続の可否について、協議するものとします。

18 留意事項

(1) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。

(2) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがあります。

- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微なものを除く。）
- (4) 次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効とします。
- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき。
 - ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ③申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - ④虚偽の内容が記載されているとき。
 - ⑤その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 公募施設に対して複数の申請を行うことはできません。
- (7) 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他市が必要と判断するときは、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (8) 申請の辞退は、選定委員会開催の前日までに限り、書面をもって行うことができます。ただし、この場合においても申請書類は返却しません。
- (9) 次の場合には、再度の選定を行うことがあります。
- ①応募がなかった場合
 - ②応募があったもののいずれも適切な提案でなく、候補者が選定できない場合
 - ③選定の結果を通知した後に次の事情で指定管理者に指定できない場合
 - ア 議会において指定の議案が否決されたとき
 - イ 倒産、解散等の状態により、団体としての能力や存在をなくしたとき
 - ウ 応募資格がなかったことが判明したとき
 - エ 提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- (10) 指定管理候補者が、自らの責任において管理運営のための準備行為をすることは何ら支障のないものであるが、指定議案が市議会において否決された場合には、損害等を請求することはできないものとします。
- (11) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は、南房総市情報公開条例（平成 18 年条例第 10 号。以下「条例」という。）に基づく情報公開請求の対象となり、情報公開に際しては、次の表「公開対象文書及び公開基準」に基づき取り扱うものとします。

「公開対象文書及び公開基準」 凡例 ○：公開 △：部分公開（注 1）×：非公開

対象文書の名称 (例示)		指定管理候補者決定前	指定管理候補者決定後 (注 2) (注 3)	
			指定管理候補者に係るもの	指定管理候補者以外に係るもの
提案事業者名		×	○	×
事業提案に関する	指定管理者指定申請	×	△	△

書類	書			
	事業計画書	×	△	×
	収支計画書	×	△	×
法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×
	財務諸表等	×	△	×
仕様書、実施要領		○	○	
指定管理候補者を選定するための選定基準 評価項目、採点基準及び配点		○	○	
審査結果（注４）		×	○	
審査結果通知書		×	○	△
審査委員会	委員名簿	×	○（注５）	
	議事内容の記録	×	△	

（注１）「△：部分公開」とは、条例第６条第２号、第４号及び第６号の個人に関する情報、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められるもの、当該法人等又は当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められたもの、公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報を除く公開をいう。

（注２）受託候補者の決定後であっても契約締結前は条例第６条第５号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。

（注３）辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

（注４）審査結果は受託候補者決定後各審査委員の評価状況及び非受託候補者が特定できない形での公表とする。また、提案事業者に対しては自己の評価結果を審査項目に応じて各審査委員の評価状況が特定できない形で情報提供することができる。

（注５）審査委員会委員名簿は公開とするが、学識経験者等については非公開とすることができる。

19 その他

（１）業務の再委託

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、施設の管理運営を効率的に行う上で必要と思われる業務については、業務の一部を他の者に委託することができるものとします。

（２）原状回復義務

指定管理者は指定が終了したときは、当該施設及び設備を速やかに現状に回復しなければなりません。

（３）関係法令等の厳守

管理業務を行うに当たっては、次に例示する法令等を遵守してください。

- ①地方自治法
- ②南房総市白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理に関する条例及び南房総市
白浜活性化施設「花の情報館」の設置及び管理に関する条例施行規則
- ③個人情報の保護に関する法律及び南房総市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ④消防法、水道法その他施設、設備の維持管理、保守点検に関する法令

20 スケジュール

内容	日程
指定管理者募集要項の配布	令和7年5月16日から令和7年6月20日まで
説明会	令和7年5月20日
質問受付及び回答	令和7年5月16日から令和7年6月20日まで
応募書類の受付期間	令和7年5月21日から令和7年6月20日まで
選定委員会による審査	令和7年6月下旬
審査結果の通知	令和7年7月上旬
指定管理者の指定（議会の議決）	令和7年9月下旬
協定書締結	令和7年12月下旬

21 問い合わせ先

南房総市農林水産部農林水産課
〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28番地
TEL 0470-33-1071 FAX 0470-20-4592
E-mail nogyo@city.minamiboso.lg.jp
担当 石井・飯高